

[事案 2020-231] 契約更新請求

・令和3年5月6日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明があったことを理由に、契約を更新すること等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年4月に契約して、平成24年10月に保険金額を減額した定期保険について、募集人から、1回更新することが可能であるとの誤説明を受けたため、契約の更新（保障の継続）および損害賠償を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、既払込保険料と減額返戻金との差額の返還を提案する。

- (1) 保険契約は附合契約であるから、募集人による誤った説明があったとしても、契約内容には影響を及ぼさない。
- (2) 申立人は、既往症があり他社契約に加入することは難しかったと考えられ、申立人に具体的な不利益が生じたとは言えない。
- (3) 契約成立後に、申立人の妻から、満期時に更新可能かとの質問を受けた際、募集人が更新可能である旨の誤った回答をしたことは認める。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明等は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険会社は、契約成立後に、申立人の妻から、更新可能かとの質問された際、募集人が更新可能である旨の誤った回答をしたことは認めており、保険会社は、募集人による誤説明を踏まえて、本契約を解消し、既払込保険料と減額返戻金との差額を支払う旨の提案をしている。
- (2) 仮に、募集人の誤説明が募集時になされたものであるとすれば、本契約は要素の錯誤により無効となる可能性があるが、その効果は、本契約が契約時に遡って無効となる結果、保険会社が既払込保険料の返還義務を負うというものであり、上記提案と同じ内容となる。